

法 律 家 の か ら 助 言

新型コロナ禍を巡つて

徳島弁護士会 貧困問題 対策委員会副委員長



廣田修一

をクリックしたり電話したりしないようにしてください。

なお、3月15日より、国
民生活安定緊急措置法に基
づくマスクの転売規制が始
まりました。フリマサイト
・オークションサイトなど

清華大學圖書出版社
總經理室
總編輯室
編輯室
美術室
印務室
發行室
總經理室
總編輯室
編輯室
美術室
印務室
發行室

今回は、新型コロナウイルス感染症に関する消費者被害についてお話しします。感染防止のマスクが入手しづらい状況などに便乗した詐欺には、十分注意してください。例えば、「マ

スクが購入できます」とい
うメールが届き、記載され
たURLから入力した個人
情報やクレジットカード情
報を悪用するファイッシン
グ」という詐欺がありま
す。知らないアドレスから
メールが届いても、URL

便乗詐欺に十分注意を

法律相談の電話受け付けは、平日
正午～午後2時 0570-071
3) 567。日弁連ホームページで
は24時間申し込みれる。

悪質商法の一つに、身に覚えのない商品を送りつけ、後から高額なお金を請求する「ネガティブ・オプション」という手口があります。消毒用ジエルが届くなど、新型コロナに乗じた手口も考えられます。契約払い義務はありませんし、支払う義務はありません。消費者契約法で契約を解除できることがあります。消費者庁の「感染症に関連したグオフ制度」で契約を解除できます。消費者トラブル回避のためには、「新型コロナ対策」など「予防効果をアピール」して販売されていますが、科学的根拠のない商品を購入しないよう注意してください。消費者庁は、今年3月10日付で、そいつた商品に対する改善要請等を行う

とともに消費者に注意喚起をしていきますので、参考にしてください。

キヤンセル料の問題もあります。例えば、団体で旅館を予約して宿泊料を事前に支払つており、参加予定に新型コロナの疑いが生じたのでキヤンセルしたところ、旅館から「キヤンセル料に100%の取り消し料と記載している」と言われ、返金に応じてもらえない場合です。個々の事案で異なりますが、仮に限りなく「平均的損害」の限度となる場合もあります（消費者契約法9条）。

国民生活センターでは、新型コロナに便乗した悪質商法例を隨時公表していますので、被害に遭わないとめの参考にしてください。もし被害に遭つた場合は、ひとりで悩まないでください。消費者ホットライン（局番なしの188番）、最寄りの消費相談窓口や弁護士への相談をお勧めします。